

利 息 ・ 損 害 金 の 計 算 に つ い て

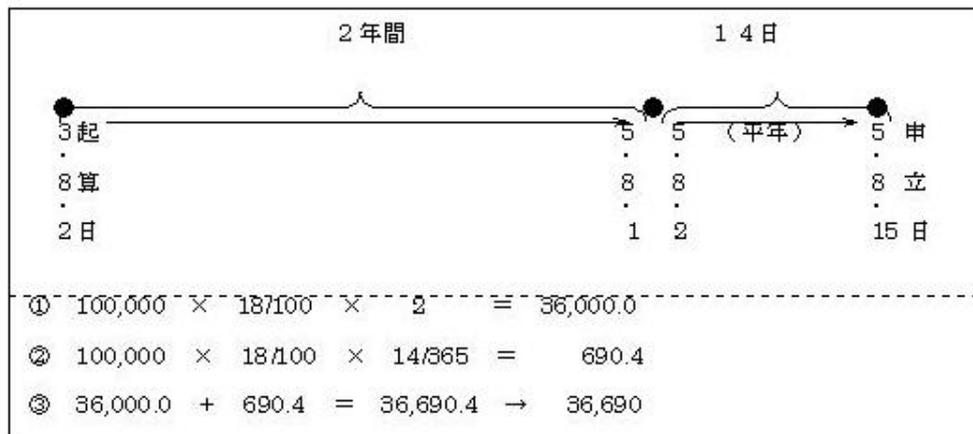
利息・損害金が年利の場合の、その確定額の計算については、従来から、次のように取り扱っております（計算例は、元本10万円、損害金年1割8分、期間の末日が債権執行申立日の場合です。）。

なお、電話加入権、ゴルフ会員権等（その他の財産権）の差押えについては、起算日から完済までの請求として、これらの計算をする必要はありません。

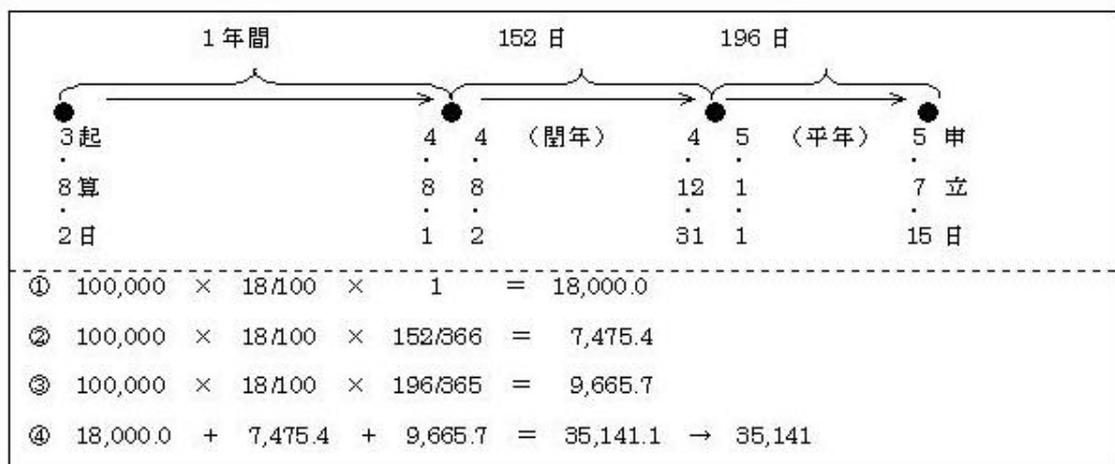
1 債務名義に閏年に関する特約の記載がない場合

- (1) 起算日から計算して年に満つる期間は、年利計算する。
- (2) 次に、年に満たない期間は、日割計算する。
- (3) そして、(1)と(2)を合算して、円未満を切り捨てる。

ア 年に満たない期間に閏年が含まれていないときは？



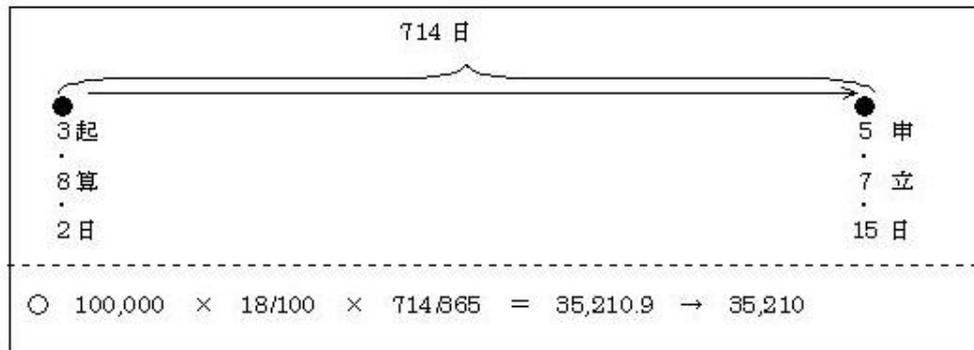
イ 年に満たない期間に閏年が含まれているときは？



2 債務名義に閏年に関する特約の記載がある場合

(1) 「年365日の日割りによる」旨の記載があるときは？

- 起算日から申立日までを、1年を365日とする日割計算をする。



(2) 「1年に満たない期間につき年365日の日割りによる」旨の記載があるときは？

- ア 起算日から計算して年に満つる期間は、年利計算する。
- イ 次に、年に満たない期間は、1年を365日とする日割計算をする。
- ウ そして、アとイを合算して、円未満を切り捨てる。

